

水資源保全地域のイメージ

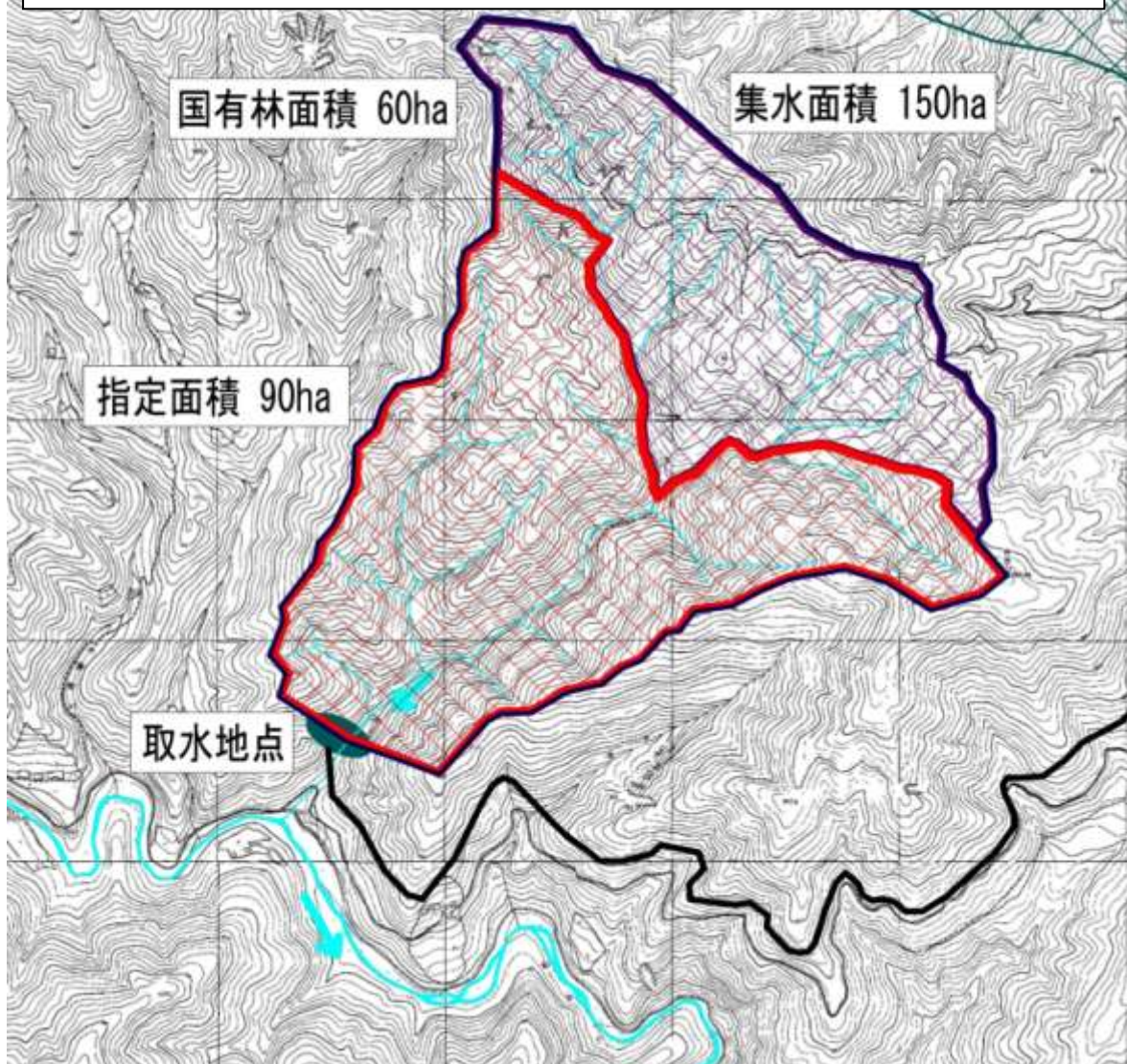
ア 地表水の水源に係る取水地点が山間地にある場合

取水地点に対する水源地域の全部を基本とする。

なお、個々の水源の地形、地質等の状況、土地の所有又は利用の状況等を踏まえて水源地域の全部を指定する必要がないと考えられる場合は、区域設定の考え方を明らかにした上で、水源地域の一部の区域とすることができる。

(下のイメージは、集水区域から国有林を除いたイメージ。)

集水区域内の国有林以外を指定範囲とする場合



イ 地表水の水源に係る取水地点が山間地以外にある場合
取水地点に対する水源地域の全部を基本とする。

ただし、水源地域が広範囲に過ぎて土地取引の事前届出制度の実効性を確保できない場合（千曲川、犀川、天竜川等から取水する場合）については、水資源保全地域を指定しないことができるものとする。

（下のイメージは、上田市内において千曲川から取水した場合の集水区域を表示したもので、広範囲に過ぎて水資源保全地域として指定する意味がないので、指定しない。）

集水区域が広範囲に過ぎて指定できない場合



千曲川からの取水地点

集水区域

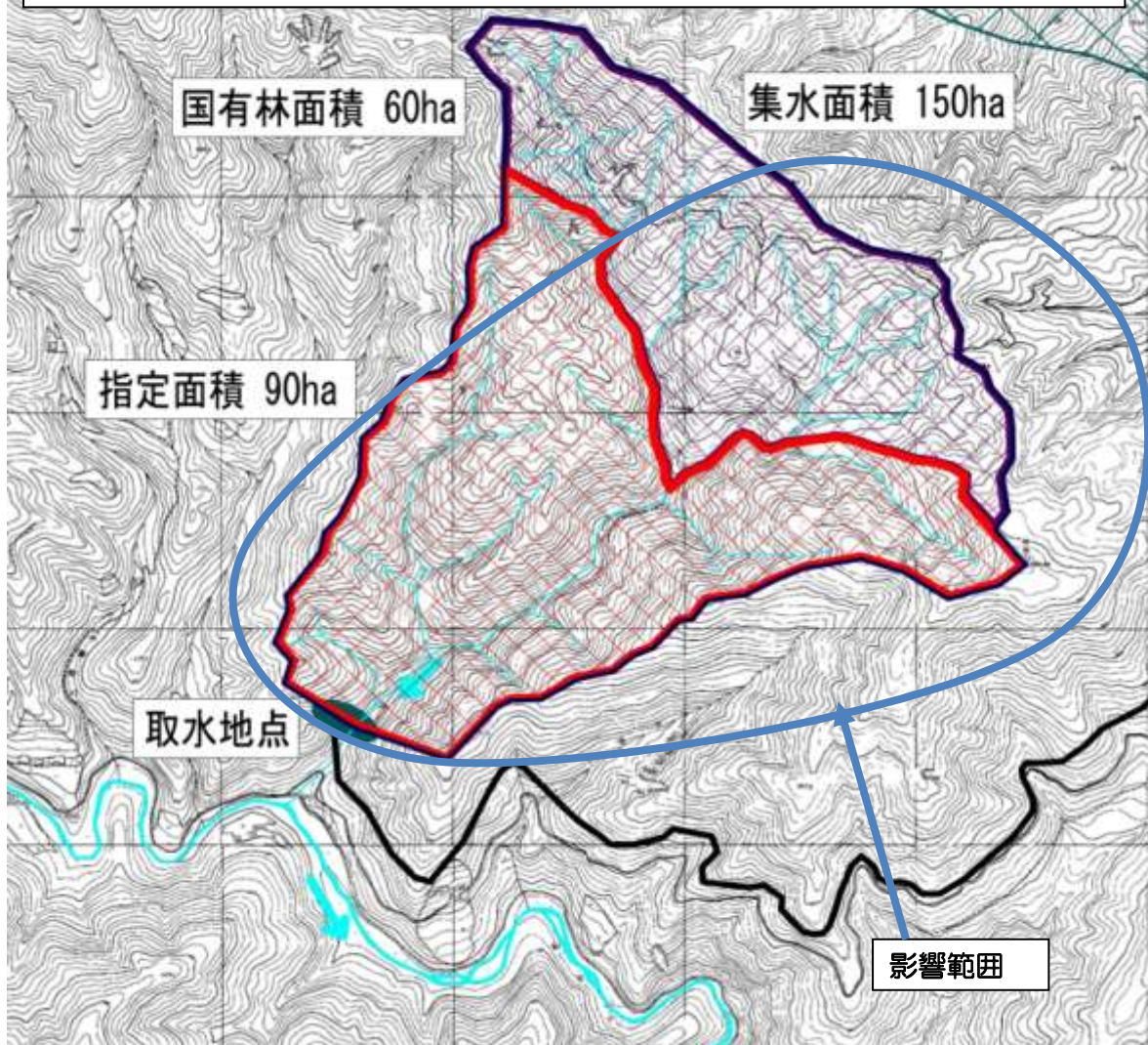
ウ 地下水の水源に係る取水地点が山間地にある場合
取水地点に対する水源地域の全部を基本とする。

ただし、水源地域のうち、他の地点の地下水採取により取水地点の地下水位が影響を受ける範囲について正確に把握するためには詳細な調査が必要となるが、一般的には、地表水の集水区域と重なる部分もかなりあると想定されることから、調査が困難である等の理由により集水区域をもって取水地点の地下水位が影響を受ける範囲とみなすことができるものとする。

また、土地の所有又は利用の状況等を踏まえて水源地域の全部を指定する必要がないと考えられる場合は、区域設定の考え方を明らかにした上で、水源地域の一部の区域とすることができるものとする。

(下のイメージは、詳細な調査を行って判明した場合の取水地点の地下水位が影響を受ける範囲を青で囲み、詳細な調査がない場合に影響を受ける範囲とみなす集水区域と対比している。)

集水区域をもって地下水位が影響を受ける範囲とみなす場合

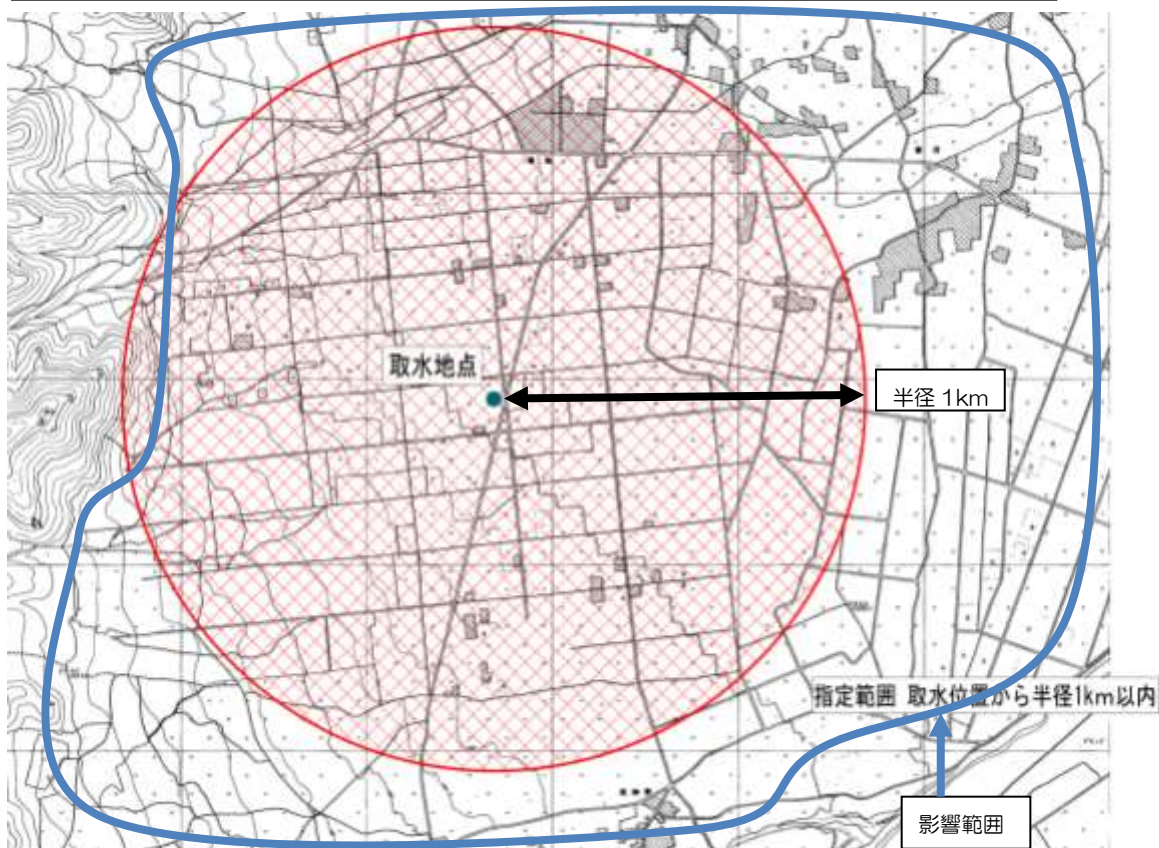


エ 地下水の水源に係る取水地点が山間地以外にある場合
取水地点に対する水源地域の全部を基本とする。

ただし、水源地域のうち、他の地点の地下水採取により取水地点の地下水位が影響を受ける範囲について正確に把握するためには詳細な調査が必要であり、この調査がされている場合にはそれによることとするが、調査が困難である等の理由がある場合には、水源の地形、地質（透水性）、取水深度、取水量等の状況や土地の所有又は利用の状況を踏まえ、取水地点から一定距離（1キロメートルを目安とする。）の範囲について、全部又は一部の区域とすることもやむを得ないものとする。

（下のイメージは、詳細な調査を行って判明した場合の取水地点の地下水位が影響を受ける範囲を青で囲み、詳細な調査がない場合に影響を受ける範囲としてもやむを得ないものとする取水地点から一定距離（1キロメートルを目安とする。）の範囲と対比している。）

取水地点から一定距離（1キロメートルを目安）の範囲を影響範囲とする場合



エ 地下水の水源に係る取水地点が山間地以外にある場合 《続き》

また、取水地点から一定距離（1キロメートルを目安とする。）の範囲内に山間地が含まれる場合の山間地については、ウに準じて、集水区域をもって取水地点の地下水位が影響を受ける範囲とみなした上で、個々の水源の地形、地質等の状況、土地の所有又は利用の状況等を踏まえて、その全部を指定する必要がないと考えられる場合は、区域設定の考え方を明らかにした上で、集水区域の一部の区域をもって取水地点の地下水位が影響を受ける範囲とすることもやむを得ないものとする。

（下のイメージは、詳細な調査を行って判明した場合の取水地点の地下水位が影響を受ける範囲を青で囲み、詳細な調査がない場合に影響を受ける範囲としてもやむを得ないものとする取水地点から一定距離（1キロメートルを目安とする。）の範囲及び山間地の集水区域と対比している。）

取水地点から一定距離（1キロメートルを目安）の範囲に山間地がある場合

